

平成31年度東京都写真美術館における 収蔵品購入に関する方針について

東京都写真美術館の収蔵品の収集は「収集の基本方針」に沿って行うことを原則とする。今回定める方針は、平成31年度の収集の具体的方向性を示すものである。

- 1 「収集の基本方針」に則り、東京都写真美術館における写真作品のコレクションをより充実させる観点で収集を図ること。
- 2 黎明期の写真のように希少価値の高い写真作品の積極的な収集を図ること。
- 3 写真史において重要な役割を果たした歴史的作家の写真作品を体系的に収集すること。
- 4 1980年代以降に評価の定まった作家の写真作品の充実を図ること。
- 5 国内外の主要な賞を受賞した作家、国内外の主要美術館における主要展覧会において取り上げられた作家の写真など、若手作家の作品を収集すること。
- 6 東京都写真美術館の展覧会で取り上げた作家の写真作品等、写真美術館の美術館活動に資する作品を収集すること。
- 7 日本の代表的作家については、以下を踏まえて重点的に収集すべき作家を設定した上で、写真作品の収集を図ること。
 - (1) 日本を代表する作家であること。
 - (2) 国内外での評価が高い作家であること。
 - (3) 日本の写真の一分野を代表する作家であること。
 - (4) 国内外の主要美術館で作品が収集され、個展が開催されている作家であること。
- 8 映像作品・資料については、保存や活用について十分検討の上、各映像ジャンルの代表的な作品や芸術価値の高い作品、映像文化史において重要な役割を果たした作品を収集すること。